

幼稚園教員としての実務経験を基に、上位免許状を取得したい方
(4年制大学卒業者の幼稚園教諭1種免許状)

免許状の種類

- 幼稚園教諭1種免許状

根拠規定

- 免許法別表第3、免許法施行規則第11条及び第12条

取得方法

- 幼稚園教諭2種免許状を有する方が、大学に3年以上在学し、かつ93単位以上修得している場合に、幼稚園又は幼保連携型認定こども園の教員（助保育教諭を除く）としての在職年数と必要な単位を修得し、幼稚園教諭1種免許状を取得する方法は、〈表4〉のとおりです。

<表 4 >

取得しようとする免許状			幼稚園教諭 1 種免許状			
所要 資格	有することが必要な免許状		幼稚園教諭 2 種免許状			
	在 職 年 数		3 年	4 年	5 年	6 年
	最低修得単位数の合計 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)		25 単位	20 単位	15 単位	10 単位
選択科目 (注) の 3 参照 最低修得単位数 (ア)			5 単位	2 単位	—	—
欄	科 目	含めることが必要な事項				
第 2 欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	1 科目以上 (注) の 4 参照	1 科目以上 (注) の 4 参照	1 科目以上 (注) の 4 参照	1 科目以上 (注) の 4 参照
		最低修得単位数 (イ)	2 単位	2 単位	1 単位	1 単位
第 3 欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	1 単位以上	1 単位以上	左の事項から 選択	左の事項から 選択
	教育の基礎的 理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	1 単位以上	1 単位以上		
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	3 事項について各 1 単位以上 (注) の 5 参照	3 事項について各 1 単位以上 (注) の 5 参照		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)				
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	必須ではない (注) の 6 参照	必須ではない (注) の 6 参照		
教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	1 単位以上	1 単位以上				
第 4 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	3 事項について各 1 単位以上	3 事項について各 1 単位以上		
		幼児理解の理論及び方法				
		教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法				
		最低修得単位数 (ウ)	12 単位	12 単位	12 単位	7 単位
第 6 欄	大学が独自に設定する科目 最低修得単位数 (エ)		6 単位	4 単位	2 単位	2 単位

(注)

- 1 在職年数は、幼稚園教諭2種免許状を取得した後の幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）又は
幼保連携型認定こども園の教員（助保育教諭を除く）での実務に限ります。
- 2 修得単位は、幼稚園教諭2種免許状を取得した後に修得した単位に限ります。
- 3 「選択科目」は、第2欄、第3欄及び第4欄の科目の中から修得、または一般教育科目等の群馬県
教育委員会が認める科目から修得するものとし、幅広く深い教養を身につけるよう努めてください。
- 4 「領域に関する専門的事項」の単位の修得にあつては、5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表
現）に関する専門的事項を含む科目のうち、1以上の科目について修得してください。
- 5 「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」については、同欄の事項「特別の支援を必要
とする幼児、児童及び生徒に対する理解」とあわせた単位の修得でもかまいません。
- 6 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位の修得にあつては必須ではあ
りませんが、修得することが望ましい。なお、修得した場合は第3欄の単位として含めることができます。
- 7 「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の単位数から、「領域に関する専門的事項」に
ついて修得した単位数を差し引いた単位数の半数までは、小学校教諭免許状の取得のための
「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」又は「特別活動の指導法」の科目の
単位を「保育内容の指導法（情報機器及び教材活用を含む。）」にあてることができます。